

【物件番号 5－2 伝法】先着順 市有地売払いのながれ

土地の所在	登記地目
富士市伝法字大原 1 6 1 番 2	雑種地
富士市伝法字大原 1 6 1 番 3	雑種地
富士市伝法字大原 1 6 5 番 3	雑種地

売払申請

【場所】富士市役所 7 階 資産経営課

【提出書類】「市有地売払申請書」……………資産経営課にて配付
「売払理由書」……………資産経営課にて配付
「宣誓書」……………資産経営課にて配付
「住民票の写し」または「現在事項全部証明書」……………市民課または法務局

市役所内の決裁に、2 週間程度かかります。

決裁が下りましたら、資産経営課より「売買契約書（案）」「契約保証金の納入通知書」等を郵送しますので、内容を確認してください。

契約保証金（契約金額の 10%以上）の納入

富士市が発行する納入通知書により、納入してください。

売買契約の締結

【場所】富士市役所 7 階 資産経営課

【ご用意いただくもの】印鑑（実印）

収入印紙（土地売買契約書用、所有権移転登記用）

契約保証金の領収書

売買代金（契約保証金を除く残金）の納入

契約日の翌日から 30 日以内に、富士市が発行する納入通知書により、納入してください。

土地の引き渡し

売買代金を完納した日に、土地の引き渡しとなります。

所有権移転登記の手続き

売買代金の完納後、富士市が登記手続きを行います。